

農山漁村地域整備計画に係る事前評価調書

(1) 整備計画の概要

計画の名称	第3期 熊本県農山漁村生活環境改善プラン
計画策定主体	熊本県
対象市町村	八代市、玉名市、宇土市、宇城市、天草市、合志市、小国町、南阿蘇村、益城町、水上村、相良村、山江村、苓北町
計画の期間	令和2年度～令和6年度（5年間）
計画の目標	農村及び漁村集落の水質の改善を行うことで生活環境を改善し、快適な暮らしを創造する。 既に水質が改善された地区については、適切な機能を維持する。
評価指標	① 農業集落排水事業においては、最適整備構想に基づく改築事業に着手する地区数 現況(R1) 2地区 → 計画 2 1地区 ② 漁業集落排水事業においては、個別施設計画に基づき改築事業に着手する地区数 現況(R1) 0地区 → 計画 3地区

(2) 評価の内容

評価項目	評価基準	評価内容	判定
指標の妥当性	地域の課題に適切に対応する目標となっているか。 また、関連する計画との整合が図られているか。	目標は、農村集落や漁村集落の課題である生活環境の改善に対応したものである。 いずれの地区も県が策定した生活排水処理構想と整合がとれたものとなっている。	適
整備計画の効果・効率性	整備計画に基づく対象事業の実施によって見込める効果は適切なものであるか。 また、効率的な整備計画となっているか。	設定している効果は、対象事業の目的に沿って設定しており、実現可能な効果となっている。 最適整備構想を基に、最も効果的な改築・更新計画を採択しており、効率的なものとなっている。	適
整備計画の実現可能性	整備計画の内容は、事業実施の可能性が十分検討されているか。 また、地元の推進体制等は整っているか。	該当する全市町村が最適整備構想策定済みであり、構想に基づき適切な改築・更新計画を計画している。 生活環境改善に地元に関心も高く、事業に係る費用負担金について同意を得ている。	適